

プライバシーに関する契約についての考察(3)

弁護士・国立研究開発法人理化学研究所革新知能統合研究センター客員主幹研究員

板倉 陽一郎

ITAKURA Yoichiro

- I プライバシーに関する契約の氾濫
- II プライバシーに関する契約の実体法的分析
 - 1 プライバシーに関する契約が行われる理由(以上・第1号)
 - 2 プライバシーに関する契約の限界(以上・第2号)
- III プライバシーに関する契約の訴訟法的分析(以上・本号)
- IV プライバシーに関する契約の将来的課題

III プライバシーに関する契約の訴訟法的分析

1 プライバシーに関する契約と民事訴訟

(1) 私法上の請求権の行使と訴訟法上の制度

前前号(第1号¹⁾、前号(第2号²⁾)と続けて、プライバシーに関する契約の実体法的側面を分析した。特に前号においては、プライバシーに関する契約の私法的側面を分析し、その限界を超えた場合には、個人情報取扱事業者が、個人情報保護法上は有効な第三者提供等に関する同意等を利用規約及びプライバシーポリシーで取得していたとしても、人格権に基づく差止請求及び不法行為に基づく損害賠償請求ができるということを理論的に裏付けた。

それでは、具体的な訴訟において、このような

人格権に基づく差止請求、不法行為に基づく損害賠償請求はどのように行使されるか。まずは、プライバシーに関する契約と民事訴訟の関係をみるべく、①一般的な民事訴訟に関して裁判例の分析を行った上で、②消費者団体訴訟(消費者契約法12条等)及び③消費者裁判特例法における問題点を検討する。

(2) プライバシーに関する契約に係る裁判例
人格権に基づく差止請求権や不法行為に基づく損害賠償請求権の裁判例については枚挙に暇がないが、プライバシーに関する契約が裁判例で現れた例は少ない。

仙台地判平成25年10月2日金商1430号34頁³⁾は、主として投資信託及び個人年金保険の取引に関する損害が争われた事案であるが、「被告銀行が預金取引で入手した情報を利用した行為の違法性」が争点となり、そこでは、「被告銀行は、プライバシーポリシー(……〔証拠番号略、以下同じ〕)において、お客様の個人情報を利用する業務内容として、投信販売業務、保険販売業務及びこれらに付随する業務を挙げ、利用目的として、各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため、適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため、ダイレクトメールの発送等、金

1) 板倉陽一郎「プライバシーに関する契約についての考察(1)」情報法制研究1号28頁(2017年、以下、「考察(1)」という)。

2) 板倉陽一郎「プライバシーに関する契約についての考察(2)」情報法制研究2号67頁(2017年、以下、「考察(2)」という)。

3) 判例評釈として、浅井弘章「8 投信・個人年金保険の販売 投信・個人年金保険を販売した銀行等の責任が否定された事例〔控訴〕(仙台地判平成25・10・2金判1430号34頁)」銀行法務21・784号(2015年)29頁があり、預金取引で入手した情報を利用して金融商品の勧誘を行ったことに関し、「預

金取引上の義務として、同取引に基づき入手した情報につき、預金取引目的外利用を行ってはならない契約上の義務を負っているものと認めるに足りる証拠はない」とした点を「説示内容は説得的であり、参考になる」と評している。また、三上徹「V その他(付随業務・周辺業務等)概観」金法2001号(2014年)61頁では、「顧客情報の目的外利用を原因とする損害賠償請求が争われた」「珍しいもの」とされている。松尾剛行『最新判例にみるインターネット上のプライバシー・個人情報保護の理論と実務』(勁草書房、2017年)250頁は、「プライバシーポリシーの内容をよく読めば、目的の範囲内だと結論付けるもの」の一例として取り上げている。

融商品やサービスに関する各種ご提案のため、提携会社等の商品サービスの各種ご提案のため、その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するために挙げており、本件の各取引にあたり被告銀行が預金取引等で入手した情報を利用したことは、上記プライバシーポリシーに反するものではない上、そもそも、被告銀行は、預金取引上の義務として、同取引に基づき入手した情報につき、預金取引目的外利用を行ってはならない契約上の義務を負っているものと認めるに足る証拠はない。さらに、モニターニュの購入に係る勧誘においては、原告は、『お客さまへ保険商品のご提案を行うにあたり、当行とお客さまの取引に関する情報（預金・為替・融資等の情報）について、お客さまのコンサルティング上、必要な範囲において利用させていただく場合があります。』と記載された『保険商品のご提案にあたって』（……）について予め口頭で合意をしているから、本件保険契約の勧誘等において原告の預金取引上の情報を利用することに義務違反は生じない（傍線筆者、以下同じ）「したがって、被告銀行が、預金取引で入手した情報を利用した行為に契約上の義務違反は認められない」として、債務不履行に基づく損害賠償請求を認めなかった。

また、東京地判平成26年6月4日判例集未登載（平成26年（レ）第22号）Westlaw：2014WLJPCA06048001では、「被控訴人（筆者注：電気通信事業者たるソフトバンクモバイル株式会社）が控訴人（筆者注：同社通信サービスの利用者）の料金未払情報を他社に通知したことが名誉毀損による不法行為を構成する」ことが主張されたが、「被控訴人は、同契約締結（筆者注：3G通信サービス契約）の際に、控訴人に対し、下記イの内容が記載された『ご利用にあたっての注意事項』と題する書面（……。以下『本件説明文書』という。）を交付し、重要事項の説明をした」こと、本件説明文書における「イ」の内容には「個人情報の利用について」として、「料金未払防止の目的の範囲内で、契約者の個人情報を仮想移動体通信業者を含む携帯電話事業者、PHS事業者、BWA（広帯域移動無線アクセス）サービス事業者第三者提供する」との内容が含まれ、「なお、この第三者提供に関しては、料金未払の防止に向け、加入審査などに用いるため、料金未払者情報を提供するものである旨

注記され、詳細は電気通信事業者協会のホームページを閲覧するよう求める記載がある」こと、平成25年1月19日時点の本件約款（筆者注：上記3G通信サービス契約の約款）には「契約者に係る個人情報の第三者提供」として、「契約者は、第17条（3Gサービス契約者が行う3Gサービス契約の解除）、第26条、同条の8、11、13、16、18、20又は26において準用する契約者が行う契約の解除、第18条（被控訴人が行う3Gサービス契約の解除）、第26条、同条の8、11、13、16、18又は20において準用する被控訴人が行う契約の解除の規定に基づき契約を解除した後、現に3G通信サービスの料金その他の支払がないときは、電気通信事業者（携帯電話事業者、PHS事業者、UQコミュニケーションズ株式会社、ソフトバンクテレコム株式会社及びソフトバンクBB株式会社に限る。）からの請求に基づき、契約者に係る個人情報を被控訴人が通知することに予め同意するものとする。（本件約款81条2項）」「本件約款81条1項から4項までによるほか、被控訴人は、プライバシーポリシーに定めるところにより、電気通信事業者等に契約者に係る個人情報を提供する場合がある。（同条5項）」との内容が含まれていることが認定され、被控訴人が、控訴人の利用料金不払の事実を他の通信事業者に通知したことが名誉毀損による不法行為を構成する、という控訴人の主張については、「本件約款は、契約者が3G通信サービス契約等を解除した場合にも、契約者に料金不払の事実がある場合には他の通信事業者に通知する旨を規定している」「そして、本件契約は本件約款を内容としているから、契約者である控訴人からの解除の場合でも、控訴人の料金不払があれば他の通信事業者に不払の事実を通知し得ることは同契約の内容として控訴人と被控訴人が合意しているというべきである。したがって、被控訴人が他の通信事業者に対し上記不払の通知を行ったことは、控訴人に対する不法行為を構成しない」と判断し、不法行為に基づく損害賠償請求を認めなかった。

これら2つの裁判例は、プライバシーに関する契約を問題としており、仙台地判平成25年は、「保険商品のご提案にあたって」という書面で、預金取引で入手した情報を利用して金融商品の勧誘を行ったことについて「予め口頭で合意があっ

た」と認定しているが、預金取引に関する顧客情報については、当該預金取引に利用目的を限っていたところ、目的外利用についての同意を取得したものと考えれば、同意なしに行われれば個人情報保護法違反となる行為に関し、同意を取得しているもの(考察(2)における第一類型⁴⁾)であり、「保険商品のご提案にあたって」という書面において、金融商品の勧誘が利用目的であることが契約内容になったものと考えれば、個人情報保護法上同意を得ることまでは必要ではない利用目的の通知について、契約内容としたもの(考察(2)における第二類型⁵⁾)である。東京地判平成26年は3G通信サービス契約の約款で個人情報の第三者提供の同意を取得したものであり、明らかに考察(2)における第一類型に該当する。筆者の整理によればこれらはいずれもプライバシーに関する請求権を行使しないという意思表示を含むものであり⁶⁾、結論として、仙台地判平成25年も、東京地判平成26年も、損害賠償請求を認めていない(仙台地判平成25年は債務不履行に基づく損害賠償請求という構成である)。残念ながら、これらの裁判例では、プライバシーに関する請求権を行使しないという意思表示について、これが有効な被害者の同意とはいえないとか、人格権の不行使特約として無効であるとかという反論はなされておらず、プライバシーに関する契約の限界は論点となっていない。東京地判平成26年では、消費者契約法10条が問題とされているが、個人情報の第三者提供とは別の条項についての主張であり、結局、二裁判例はプライバシーに関する契約が問題となったものの、その限界については争われていないままである。

(3) プライバシーに関する契約と消費者団体訴訟

消費者契約法等において、消費者団体訴訟制度が導入されている。これは、①内閣総理大臣から認定を受けた適格消費者団体が、②事業者等に対して、③消費者契約法・景品表示法・特定商取引法及び食品表示法の定める不当表示・不当勧誘行

為・不当条項使用行為について、④差止その他の必要な措置を求めることを認めるものである⁷⁾。中でも、消費者契約法12条では、消費者契約法8条ないし10条に反する条項を含む消費者契約の申込み又は承諾の意思表示が不特定かつ多数の消費者に対して現に行われ又は行われるおそれがある場合には、差止請求を行うことができることを定めている。プライバシーに関する契約においても、個人情報保護法上有効でありつつも、プライバシーに関する請求権を行使しないという意思表示が消費者契約法10条に反する可能性があることは既に論じた⁸⁾。消費者契約法10条に反するような利用規約の定めについては、適格消費者団体が差止請求を行う余地があるということである。

このような請求をした裁判例は確認されていないが、適格消費者団体が、個人情報保護法上の共同利用又は第三者提供についての利用規約による同意(考察(2)における第一類型又は第二類型)を主張する事業者に対して、「質問書」や「申入書」を送付するという方法で、是正を求めたという事案が存在する。具体的には、カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社がTポイントカードについて定めていた「T会員規約」について、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道(以下、「ホクネット」という。)が指摘を行ったものである⁹⁾。当時のT会員規約(平成22年10月4日版)においては、「ポイントプログラム参加企業」と個人情報の項目を「共同して利用」という定めとともに、「ポイントプログラム参加企業」は随時更新されるウェブサイトが増加していく仕組みになっていた。また、「会員がポイントカードの利用のためにポイントプログラム参加企業においてTログインIDを入力又はTカードを提示した場合、当社とポイントプログラム参加企業との間において当該会員の個人情報が相互に提供されることについて、当該会員は

4) 考察(2)69頁。

5) 考察(2)69頁。

6) 考察(2)69-71頁。なお、第二類型では一部例外があるが、ここでは問題とならない。

7) 中田邦博・鹿野菜穂子編『基本講義消費者法〔第2版〕』(日本評論社、2016年)313頁。その他、日本弁護士連合会編『消費者法講義〔第4版〕』(日本評論社、2013年)481頁以下、

大村敦志『消費者法〔第4版〕』(有斐閣、2011年)389頁以下参照。

8) 考察(2)72-73頁。

9) 全体的な経過については大島義則ほか編著『消費者行政法 安全・取引・表示・個人情報保護分野における執行の実務』(勁草書房、2016年)298-305頁[板倉陽一郎]。

同意したとみなされることとさせていただきます」と定められており¹⁰⁾、ホクネットは共同利用者が増加していくという仕組みとともに同意のとり方についても問題視したのである。ホクネットの活動の背後には消費者契約法12条があり、ひいては、消費者契約法10条違反の主張が控えていたことはいまでもない。同意が適切に取得できていないということは、すなわちプライバシーに関する契約についての条項が無効であるということであり、また、共同利用者が一方的に増加していくという仕組みは、あずかり知らぬ第三者に利用者の個人情報共同利用されるということであり、「消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差が著しい」として消費者契約法10条に違反することで、やはりプライバシーに関する契約についての条項が無効であるとされる余地があった。

このように、プライバシーに関する契約が適切でない場合には、消費者団体訴訟及びこれを前提とした適格消費者団体の活動によって是正されることが期待されるのである。

(4) ドイツにおけるプライバシーに関する契約の訴訟法的規律

我が国においては、利用規約において個人情報保護法上の同意を取得しようという試みに対しては、その私法的側面を捉え、プライバシーに関する契約の限界について、消費者契約法10条を介して適格消費者団体が是正するという方法が採用されていると理解することができる。他方、ドイツでは、より直截に、「事業者による消費者の個人データの収集又は事業者により収集された消費者の個人データの処理若しくは利用の可否を規律する規定」を消費者保護法規として、2002年差止訴訟法の対象に加えた（消費者を保護する個人情報保護法の民事法的実現の改善のための法律、2016〔平成

28〕年2月24日施行¹¹⁾）。日本法ではプライバシーに関する請求権を行使しないという意思表示の限界という枠組みから判断する必要があるのに対して、より客観的な是正が可能となる立法であると評価できるが、処理等の目的が「データを、広告、市場及び世論調査、興信所の経営、人格及び利用特性のプロファイリング、名簿売買の目的、その他のデータ取引又はこれらに相当する商業目的で収集、処理、利用する場合」に限定された点を踏まえる必要がある。

2018（平成30）年1月16日、ベルリン地裁にて、ドイツの消費者団体連合 Verbraucherzentrale Bundesverband (vzbv)がFacebook, Inc.を訴えていた訴訟の判決があった¹²⁾。これは、上記改正後の2002年差止訴訟法を用いていると思われ、消費者団体たるvzbvが、プライバシーに関する重要な設定がデフォルト・オンになっていること、個人データの利用に関する同意が不充分であることなどを主張しそれが認められ是正が命ぜられている。ドイツの団体訴訟制度は「米国を含む国外に本社が所在する外国事業者に対抗するもの」¹³⁾であるとされているが、我が国においても、「米国を含む国外に本社が所在する外国事業者」に相当量の個人データの取扱いを握られている状況には変わらない。プライバシーに関する契約の限界及びその規律については、ドイツのように客観的判断により資する立法及び、さらにそれを国際私法上躊躇なく外国事業者に適用する裁判所、双方の取り組みが必要である。

10) 本稿執筆時点でのT会員規約（平成29年10月1日版）では、相当する条項は「会員が、提携先において、T会員として指定IDを入力し、または、Tカードを提示（会員の申告によるTカード番号の提示を含みます。以下同じです）した場合、当該会員は、当該提携先から当社に対して以下に記載される個人情報が提供されることについて、当該提携先に対して同意したものとさせていただきます」とされており、適切な文言への変更が見られる。また、共同利用についても採用されていない。さらに、「お客さま情報のお取り扱いについて」という、個人情報の取扱いについてグラフィカルな説明を加え

たコーナーが設けられるに至っている。

11) 藤原静雄「個人情報保護法制の国際的動向——2016年3月」法律のひろば69巻5号（2016年）4頁、ドイツ団体訴訟については8-9頁。

12) *Judgment of the Berlin Regional Court dated 16 January 2018, Case no. 16 O 341/15 - not res judicata.* FACEBOOK IN BREACH OF GERMAN DATA PROTECTION LAW

13) 藤原・前掲注11) 8頁。